

病院事業訓令第 3 号

寒河江市立病院就業支度金貸与条例施行規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 1 日

寒河江市病院事業管理者 久保田 洋 子

寒河江市立病院就業支度金貸与条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、寒河江市立病院就業支度金貸与条例（令和 7 年市条例第 1 7 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請)

第 2 条 条例第 4 条に規定する申請者は、市立病院へ内定した日の翌日から 1 月を経過した日（病院事業管理者（以下「管理者」という。）が特別の事情があると認める場合は、管理者が指定する日）までに、就業支度金貸与申請書（様式第 1 号。以下「貸与申請書」という。）を管理者に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第 3 条 管理者は、貸与申請書の受付後速やかにその内容を審査し、支度金の貸与の可否を決定したときは、就業支度金貸与（不貸与）決定通知書（様式第

2号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(貸与契約)

第4条 管理者は、条例第5条第2項の規定により貸与決定者と貸与契約を締結するときは、支度金貸与に係る就業支度金貸与契約書(様式第3号)によるものとする。

2 貸与決定者は、前項の規定による締結に当たっては、連帯保証人の印鑑証明書を添えて管理者に提出しなければならない。この場合において、連帯保証人は、貸与決定者と連帯して債務を負担する能力のある者で、かつ、貸与決定者と生計を同一にする者でないものとする。

3 貸与決定者は、連帯保証人が死亡し、又は前項に規定する要件を具備しなくなったときは、補充しなければならない。

(支度金の貸与方法等)

第5条 支度金は、金融機関に設けられた貸与決定者名義の預貯金口座に振り込む方法により貸与するものとする。

(貸与の返還)

第6条 被貸与者は、管理者が特別な事情があると認める場合を除くほか、貸与した支度金の総額を返還しなければならない。

2 条例第7条第2項の規定による返還は、返還すべき事由が発生した日(以下「基準日」という。)から起算して1年以内に次に掲げる返還方法のいずれかにより行うものとする。この場合において、均等返還の算出において1円未満の端数が生ずるときは、最初の履行期限に係る返還金に合算するものとする。

(1) 全額一括返還 基準日から起算して1年以内に全額を一括で返還するもの

(2) 半年賦返還 基準日から起算して6月以内及び6月を経過した日から6

月以内に均等返還するもの

- (3) 月賦返還 毎月末日（最終月は、基準日から1年を経過する日）までに
均等返還するもの

（支度金の返還免除）

第7条 条例第8条第2項の規定により支度金返還債務の免除を受けようとする者は、返還免除申請書（様式第4号）に免除を受けようとする事由を証する書面を添えて、管理者に提出しなければならない。ただし、本人が疾病等で届け出ることができないときは、連帯保証人が届け出るものとする。

（返還の猶予）

第8条 条例第9条の規定による支度金の返還猶予を受けようとする者（以下「返還猶予者」という。）は、返還猶予申請書（様式第5号）にその事実を証明する書面を添えて、管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の返還猶予申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、返還猶予承認書（様式第6号）により返還猶予者及び連帯保証人に通知するものとする。

- 3 前項の規定により支度金の返還猶予を承認された者は、猶予期間中にその事由が消滅したときは、速やかに返還猶予事由消滅届出書（様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

（異動等の届出）

第9条 被貸与者は、条例第11条第1号に該当するときは変更事項届出書（様式第8号）により、同条第2号に該当するときは連帯保証人変更承認申請書（様式第9号）に関係書類を添えて、遅滞なく管理者に提出しなければならない。ただし、本人が疾病等で届け出ることができないときは、連帯保証人が届け出るものとする。

（辞退）

第 10 条 貸与決定者又は被貸与者は、条例第 12 条の規定により支度金の貸与
又は返還猶予を辞退するときは、速やかに辞退届（様式第 10 号）を管理者
に提出しなければならない。

（委任）

第 11 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、
管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

就業支度金貸与申請書

寒河江市病院事業管理者 様

年 月 日

申請者 住 所
氏 名（自署）
生年月日
電話番号

寒河江市立病院就業支度金貸与条例第 4 条の規定により支度金の貸与を受けたいので申請します。

就業前の就学（就業）状況			
名 称			
所 在 地	〒		
卒業（退職） 年 月 日	年	月	日
※職 種			
※雇用形態	☐ 正社員又は正規職員 ☐ 非正規社員又は非正規職員		
受取口座（申請者本人の名義に限る）			
金融機関名			
本支店名		種別	普通・当座
口座番号			
連帯保証人（申請者と生計を同一にする者でないこと。）			
氏名（ふりがな）	（ ）		
住 所	〒		
生年月日	年	月	日
電話番号			
申請者との関係			

※就業経験者のみ記載

様式第 2 号（第 3 条関係）

就業支度金貸与（不貸与）決定通知書

年 月 日

様

寒河江市病院事業管理者

年 月 日付けで申請のあった就業支度金について、下記のとおり決定したので、寒河江市立病院就業支度金貸与条例第 5 条第 1 項の規定により通知します。

記

支度金貸与の可否	☐ 可 ☐ 否
支度金不貸与の理由	
貸与金額	金 円
貸与予定日	年 月 日

支度金貸与の決定を受けた者は、就業支度金貸与契約書（様式第 3 号）に連帯保証人の印鑑証明書を添えて、提出してください。

様式第3号（第4条関係）

就業支度金貸与契約書

寒河江市病院事業管理者（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、寒河江市立病院就業支度金貸与について、次に定めるところにより、貸与契約を締結する。

（貸与）

第1条 甲は、乙に寒河江市立病院就業支度金（以下「支度金」という。）を貸与し、乙はこれを借り受ける。

（支度金の貸与）

第2条 支度金を貸与する金額（以下「貸与金額」という。）は、次のとおりとする。

貸与金額 _____円

（連帯保証人）

第3条 連帯保証人は、貸与金額の返還債務を保証し、乙と連携して債務を負担する。

（返還）

第4条 乙は、採用日の属する月の翌月から、寒河江市立病院就業支度金貸与条例及び寒河江市立病院就業支度金貸与条例施行規程で定めるところにより、貸与金額を返還しなければならない。

2 貸与を受けてから採用日までに、貸与の決定が取り消され、及び貸与契約を解除されたときは、返還すべき事由が発生した日から起算して1年以内に貸与金額を返還しなければならない。

（返還の免除）

第5条 市立病院の薬剤師又は看護師として、採用日から起算して4年間業務に従事したときは、申請により貸与金額の全額の返還免除を受けることができる。

2 市立病院の薬剤師又は看護師として、採用日から起算して2年間業務に従事したときは、申請により貸与金額の半額の返還免除を受けることができる。

(延滞利息)

第6条 甲は、乙が正当な理由なく、貸与金額を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセント（当該返還すべき日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

(補則)

第7条 この契約書、寒河江市立病院就業支度金貸与条例及び寒河江市立病院就業支度金貸与条例施行規程に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

上記契約を証するため、本契約書3通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 寒河江市病院事業管理者 印

乙 住 所
氏 名 印

連帯保証人 住 所
氏 名 印

備考

連帯保証人の印鑑は実印とし、印鑑証明書を添付すること。

様式第 4 号（第 7 条関係）

返還免除申請書

年 月 日

寒河江市病院事業管理者 様

被貸与者 住 所

氏 名（自署）

寒河江市立病院就業支度金貸与条例第 8 条の規定による支度金返還責務の免除
を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

貸与金額	円
免除を受けようとする額	円
在 職 期 間	年 月 日 から 年 月 日
免除を受けようとする理由	

様式第 5 号（第 8 条関係）

返還猶予申請書

年 月 日

寒河江市病院事業管理者 様

被貸与者 住 所

氏 名（自署）

寒河江市立病院就業支度金貸与条例第 9 条第 1 項の規定による支度金の返還猶予を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

支度金貸与額	円
返還猶予申請額	円
返還猶予事由	

様式第 6 号（第 8 条関係）

返還猶予承認書

年 月 日

様

寒河江市病院事業管理者

年 月 日付けで申請のあった支度金の返還猶予について、下記のとおり承認します。

記

返還猶予額	円
返還猶予期間	月 日 から 月 日 まで
承認理由	

返還猶予事由が消滅した場合は、返還猶予事由消滅届出書（様式第 7 号）を届出ください。

様式第 7 号（第 8 条関係）

返還猶予事由消滅届出書

年 月 日

寒河江市病院事業管理者 様

被貸与者 住 所

氏 名（自署）

年 月 日付けで承認を受けた寒河江市立病院就業支度金返還
猶予について、その事由が消滅しましたので届け出ます。

記

承認を受けた 返還猶予額	円
承認を受けた 猶予期間	月 日 から 月 日 まで
事由消滅の内容	

様式第 8 号（第 9 条関係）

変更事項届出書

年 月 日

寒河江市病院事業管理者 様

被貸与者 住 所

氏 名（自署）

寒河江市立病院就業支度金条例第 1 1 条第 1 号の規定に該当するので、下記のとおり届け出ます。

記

変更事項	☐ 氏名変更 ☐ 住所変更
変更年月日	年 月 日
変更内容	

様式第 9 号（第 9 条関係）

連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

寒河江市病院事業管理者 様

被貸与者 住 所

氏 名（自署）

寒河江市立病院就業支度金貸与条例第 1 1 条第 2 号の規定に該当するので、
下記のとおり連帯保証人を変更したく申請します。

記

連帯保証人（被貸与者と生計を同一にする者でないこと。）	
氏名（ふりがな）	()
住 所	〒
生年月日	年 月 日
電話番号	
被貸与者との関係	
変更しようとする理由及び内容	

上記被貸与者が貸与を受ける寒河江市立病院就業支度金について、被貸与者と連携して、債務を負担します。	
連帯保証人 住 所	
氏 名	印
備考 連帯保証人の印鑑は実印とし、印鑑証明書を添付すること。	

辞 退 届

年 月 日

寒河江市病院事業管理者 様

貸与者 住 所

氏 名 印

年 月 日付けで貸与の決定を受けた（貸与された）寒河江市立病院就業支度金について、下記の理由により辞退（返還猶予を辞退）します。

ついては、寒河江市立病院就業支度金貸与条例及び寒河江市立病院就業支度金貸与条例施行規程の規定に従い、貸与された下記支度金を返還明細のとおり滞りなく返還いたします。

記

理 由

返還明細

貸与金額	円		
返還方法 返還期日 返還額	☐ 全額一括返還	年 月 日	円
	☐ 半年賦返還	年 月 日	円
		年 月 日	円
	☐ 月賦返還	毎月 日払い 円／月（初回	円）